

の意志の絶対的主権性を強調するのは、抽象的・形而上的神観念からではなく、救いにおける神の恵みの主権性、つまり、人間の価値・行為・功績・意志によらない神の全く自由な恵みによる救いの告白としてである。また、カルヴァンは選びがキリストにおけるものだということを強調している⁹⁾ことも、カルヴァンの説く選びが抽象的・形而上的な神観念にもとづくものでないことを示している。

さらに、ウェーバーの予定説の扱いに特色的であり、それだけに非常に問題なのは、カルヴァンの予定説を「恩恵による選びの教説」(Gnadenwahllehre)と呼びながら、実際にはそのようなものとして扱わず、二重予定説として、しかも滅びの予定という点に重点を置いて取り上げていることである。これは彼の関心が神学教理としての予定説の叙述にあったのではなく、彼の根本的関心である、近代文化に特色的な組織的・合理的な生活態度を生み出す心理的推進力のもとになったものを探るといふことにおいて、さまざまな可能条件のうち、「他に比類のないほど首尾一貫したものであるばかりでなく、きわめて卓越した心理的影響をもつ」(219頁)ものとして予定説を考へるところからである。しかしながら、その心理的影響という観点からにしても、予定説をウェーバーのように扱うことはたして妥当であるかが問われなければならない。

ところで、予定を選び (electio) と遺棄 (reprobatio) の両面を含めて考へるのを二重予定説と呼ぶが、この二重予定を説いたのは決してカルヴァンだけではない。とくに新約聖書の「ローマの信徒への手紙」9章にもとづき、アウグスティヌスをはじめとして、トマス・アクイナスもルターも含めて多くの人々がこれを語っている。しかしながら、その場合でも大部分の人々が、あくまで選びを積極的・中心的に語り、遺棄については消極的・付随的に語って、決して両者を平行的・並立的に語ってはいないのである。多くのプロテスタント信条をみても、二重予定にふれてい

るのは、フランス、ベルギー、アイルランド、ランベス、ドルト、ウェストミンスターなどむしろ少数であり、しかも遺棄については慎重な言葉遣いをえらび、予定(する)という表現はできるだけ避けようとしているのがみられる。カルヴァンの場合も、『キリスト教綱要』の初版(1536年)では予定論に特別な章を設けておらず、それが独立して論じられるようになるのは1537年のカテキズム(『信仰の手引き』)と1539年の『キリスト教綱要』第二版からである。しかしながら、1545年の『ジュネーヴ教会信仰問答』では、予定論は項目としては取り上げられていないというように、カルヴァンの予定論の扱いは慎重である。もちろん『キリスト教綱要』の最終版(1559年)は4章にわたって詳しく予定を論じており、しかもその最初の章の表題「神がある者たちを救いに、ある者たちを滅びに予定したもうた永遠の選びについて」¹⁰⁾からして、二重予定を扱うことが明示されているが、それを踏まえた上で、それらの章が置かれている位置に注目しなければならない。すなわち、それは、神についての教理の扱われる第一巻ではなく、キリストの贖いのわざが述べられた第二巻のあと、そのキリストの贖いが人間に及ぼされることを論じる救済論・聖霊論を内容とする第三巻、しかもその最後に近いところに置かれているのである。これは、予定論が救済論のコンテクストで理解されるべきであるというカルヴァンの意向を示している。さらに、カルヴァンはその冒頭から、予定は「厄介な問題である。なぜなら、人間の一般の大衆の中から、ある者たちは救いに予定され、ある者たちは滅びに予定されるということほど、不合理なことはないと多くの人々は思うからである」¹¹⁾と認識した上で、この教理がもたらす有用性 (utilitas) と最も甘美な果実 (suavissimus fructus) とについて語っている。そして彼が遺棄について詳しく論じるのは、これが聖書の示すところであるということと、人々の好悪にかかわらず、それを語る必要があるという信念にもとづく¹²⁾が、同時に予定説を非難する

9) たとえば、『キリスト教綱要』Ⅲ, 22, 1; 24, 5 など。

10) *Institutio*, Ⅲ, 21, 1, P. Barth & W. Niesel, eds., *Joannis Calvinus Opera Selecta*, IV, 368, 31-32.

11) *Ibid.*, *Opera Selecta*, IV, 369, 4-7.

12) 渡辺信夫氏の次のことばはカルヴァンの考へを適切に説明している。